

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和3年3月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	2件
-----------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000174号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000045号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和50年3月31日から同年4月1日に訂正し、昭和50年3月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

昭和50年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和50年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年3月31日から同年4月1日まで

昭和49年4月から昭和51年4月まで、B県C市にあったD製品の販売会社の事務として勤務していたが、請求期間について、厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間については、A社からE社に事業所名が変更になった頃であるが、同じ場所にあった事務所に継続して勤務し、業務内容にも変更はなかったため、請求期間についても、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、F企業年金基金の回答及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿によると、当該事業所は、昭和50年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間は適用事業所でなかった記録となっているが、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所の解散日は昭和50年3月31日である上、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者及び請求者と同様に昭和50年3月31日に当該事業所における被保険者資格を喪失し、昭和50年4月1日にE社において同資格を取得している同僚8人の合計9人は、いずれも、請求期間において雇用保険の被保険者記録が確認できることから、請求期間において、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

さらに、上記同僚8人のうち、複数の同僚は、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた旨を回答している。

加えて、当時、G社(現在は、H社)本社の営業部に所属し、当該事業所の事業主から依頼を受けて当該事業所の営業部長となっていたとする者は、「私は、G社の営業部の業務として、設立されたばかりのA社の営業部長として現地で勤務し、営業の管理・指導のほか、給与計算や社会保険事務を担っていた。請求期間に係る昭和50年3月分の厚生年金保険料については、

A社分の保険料として計算して給与から控除したことは間違いない。当時の私は社会保険事務に不慣れであったため、社会保険事務所（当時）への届出を誤ったかもしれない。」と述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和50年2月の厚生年金保険の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は、昭和50年3月31日に解散し、当該事業所の事業主で清算人となっている者も死亡していることから、昭和50年3月31日から同年4月1日までの期間に係る請求者の届出及び保険料納付について回答を得ることはできないが、昭和50年3月31日から同年4月1日までの期間について、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から社会保険事務所に対し厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていたと認められることから、社会保険事務所は、請求者の昭和50年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000179号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000047号

第1 結論

請求者のA社B店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和39年9月26日から同年11月1日に訂正し、昭和39年9月及び同年10月の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

昭和39年9月26日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和39年9月26日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年9月26日から同年11月1日まで

昭和39年4月から昭和41年9月までA社(現在は、C社)に勤務したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間は、A社のD店が昭和39年10月1日に新設され、当時の本社だったB店からD店に異動した時期であるが、同社に継続して勤務していたので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者と同時期に異動したとする複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、A社に継続して勤務し(B店からD店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者及び回答が得られた全ての同僚は、A社D店が昭和39年10月1日に開設されたと述べているものの、このうち複数の同僚は、同社D店が新規に厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年11月1日までは、異動前の同社B店において継続して厚生年金保険に加入させておくべき取扱いであった旨の陳述をしていることから、昭和39年11月1日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B店における昭和39年8月の厚生年金保険の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和39年9月26日から同年11月1日までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000168号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000046号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年10月1日から昭和59年3月1日まで
高校卒業後の昭和57年4月1日からA事業所のB課に臨時職員として1年間勤務した。その半年後の昭和58年10月1日からは、再度、A事業所のC課で臨時職員として勤務し、昭和59年2月末日まで一般事務の仕事をしていたが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間当時の勤務状況に関する具体的な陳述及びA事業所から提出された請求期間当時の資料から判断すると、請求者は請求期間頃に臨時職員としてA事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A事業所は、「請求者に係る資料はないため、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除については不明である。」と回答している上、請求期間において、請求者のA事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できず、請求期間のうち昭和58年12月13日以降は、別の事業所において、雇用保険の被保険者記録が確認できる。

また、請求者が請求期間の前にA事業所で一緒に勤務していたとする同僚一人に照会したものの、回答を得られなかった上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、昭和58年7月1日から同年9月30日までに被保険者資格を取得し、請求期間の全てに厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者及び昭和58年10月1日に被保険者資格を取得した者のうち、27人に照会し、12人から回答を得られたものの、いずれの者からも請求者の請求内容を裏付ける関連資料や陳述を得ることはできなかった。

さらに、請求期間において、A事業所に係る被保険者原票に請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものは考え難い。

加えて、請求者は、請求者の父に係る被保険者原票によると、請求期間において、請求者の父が加入する健康保険の被扶養者であったことが確認できることから、A事業所から提出された請求期間当時の臨時職員に対して適用していた健康保険厚生年金保険に係る規程によると、被保険者にならない者(適用除外者)の認定基準の一つに、他の保険の被扶養者でごく短期間の稼働である旨の規定があることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。